

事件番号 平成30年(フ)第3333号

滋賀県高島市朽木宮前坊67番地の212

破産者 株式会社朽木ゴルフ倶楽部

代表者代表取締役 前田 義礼

破産手続開始等の通知書

平成30年8月9日

債権者・債務者・財産所持者・労働組合等・許認可庁 各位

大阪地方裁判所第6民事部大型事件係

当裁判所は、頭書破産事件について、平成30年8月9日午前11時、次のとおり破産手続開始決定をいたしましたので通知します。

1 破産手続開始決定の主文

債務者株式会社朽木ゴルフ倶楽部について破産手続を開始する。

2 破産管財人の氏名等

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル8階 小松法律特許事務所

弁護士 小松 陽一郎

(コールセンター)

電話 06-6221-3358

3 破産者に対して債務を負担している者及び破産者の財産を所持している者は、破産者に弁済し、又はその財産を交付してはならない。

4 破産法31条5項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。

注1) 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で破産手続の費用を支弁するのに不足が生じるおそれがあると考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間を当面定めないこととしました(破産法31条2項)。破産債権の届出をする

こと自体は妨げられませんが、破産管財人において、破産財団の調査を進め、破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれなくなった場合には、改めて、破産債権届出期間等が定められますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。

注2) 本破産事件については、破産法31条5項により、破産債権者に対して個別の通知や債権者集会についての期日の呼び出しは行いません。今後は、官報公告あるいは管財人の管理するホームページ (<http://www.kutsukigolfclub.co.jp/login.html>) 等によりお知らせすることになります。